

■中小企業における経営改善・成長力強化への支援：4億円

➤ 米国関税措置に伴い影響を受ける中小企業等に対し、必要な構造改善を促すため、事業者の経営状況を熟知した地域金融機関による継続的な伴走支援を促進

- ・ **事業内容** 県制度融資において、**金融機関等の伴走支援を条件とする資金**に対して**保証料を補助**
- ・ **対 象** 米国の関税措置による影響を受けた、又は受ける見込みである中小企業等
- ・ **対象資金**
 - ①経営力強化貸付 (金融機関等による伴走支援が条件)
 - ②協調支援型特別貸付 (1割以上のプロパー融資の同時実行又は金融機関による伴走支援が条件)
- ・ **補 助 率** 1 / 4
- ・ **融資限度額** 3,000万円 (補助の対象となる融資の限度額)
- ・ **融資実行** 想定額：260億円 (①②計)
- ・ **取扱期間** **令和7年7月1日から令和7年12月31日保証申込受付分まで**
(ただし、令和8年1月31日までに融資実行される必要があります)
なお、上記の取扱期間内においても、県の予算の上限に達した場合取扱いが終了する可能性があります。

[参考：保証料率等]

区 分	融資要件	金利	保証料率（主な場合）			
			既 存		県補助	補助後（概算）
			ベース	国補助		
①経営力強化貸付	金融機関等の伴走支援	1.45%	0.45%～ 1.75%	—	1/4	0.34%～1.32%
②協調支援型特別貸付	下記のいずれか ア 1割以上のプロパー融資を同時実行 イ 金融機関の伴走支援	1.95%	0.45%～ 1.90%	ア 1/2 イ 1/4		ア 0.12%～0.48% イ 0.23%～0.95%